

## 利用料金改定のお知らせ

旭川市ときわ市民ホール及び旭川市勤労者福祉総合センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

「旭川市ときわ市民ホール及び旭川市勤労者福祉総合センター利用料金規程」の改定に伴い、ときわ市民ホール・勤労者福祉会館・建設労働者福祉センター（サン・アザレア）、勤労者体育センターの施設利用料金が変わります。

### 改定の時期について

1. 新しい使用料金は、令和元年11月20日以降に申請された令和2年4月1日以降のご利用に対して適用されます。
2. 令和2年3月31日までのご利用につきましては、従前の料金が適用されます。

新料金は、「施設使用料」のページでご確認ください。